

騒音に係る環境基準の地域類型の指定

平成 24 年 3 月 30 日  
豊見城市告示第 29 号

改正 令和 3 年 3 月 18 日豊見城市告示第 21 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定により、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

地域			備考
A 類型	B 類型	C 類型	
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 字我那覇、字名嘉地、字田頭、字瀬長、字与根、字伊良波、字座安、字渡橋名、字上田、字渡嘉敷、字翁長、字保栄茂、字高嶺、字平良、字高安、字饒波、字金良、字長堂、字嘉数、字真玉橋及び字根差部の各一部	近隣商業地域 準工業地域 工業地域	図のうち実線で表示した区域

備考

- 1 A 類型、B 類型及び C 類型とは、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）の第 1 の表に掲げる類型を示す。
- 2 この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第

1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域をいい、臨港地区の分区とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 39 条第 1 項の規定により定められた地域をいう。

3 関係図は、省略し、豊見城市市民部生活環境課に備え置き、閲覧に供する。

（図省略）

前文（抄）（平成 24 年 3 月 30 日豊見城市告示第 29 号）

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

前文（抄）（令和 3 年 3 月 18 日豊見城市告示第 21 号）

令和 3 年 4 月 1 日から施行する。